

令和4年度第1回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和4年6月6日(月)  
18:30~20:30  
場 所 中原市民館 多目的ホール

次 第

1 開会

- (1) 委嘱状伝達
- (2) 委員紹介

2 議長・副議長の選出

3 議題

(1) 報告事項

- ① 社会教育委員会議の職務及び今期会議の進め方等について 資料1

(2) 協議事項

- ① 各種委員の選出 資料2
- ② 「今後の市民館・図書館の管理運営の考え方(案)」及び「(仮  
称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」について 資料3

4 その他

5 閉会



令和4・5年度 川崎市社会教育委員会議委員名簿

R4.5.1 現在

選出区分	氏名	役職名
市内校長会	モリシマ ヨシコ 森島 美子	小学校校長会 (日吉小学校 校長)
	ワタナベ ノブヒロ 渡邊 信博	中学校校長会 (宮前平中学校 校長)
	イワキ マサシ 岩木 正志	高等学校校長会 (川崎高等学校 校長)
市内社会教育関係団体推薦	カナマル テルミツ 金丸 照光	川崎市PTA連絡協議会 副会長 (多摩区PTA協議会 会長)
	イシムラ タクヤ 石村 卓也	川崎地域連合 (川崎市教職員組合 執行委員長)
	シモダ リョウイチ 下田 良一	川崎市総合文化団体連絡会 理事
	タンノ ノリカズ 丹野 典和	公益財団法人川崎市スポーツ協会 専務理事
	ヤマモト ヨウコ 山本 洋子	川崎市地域女性連絡協議会 理事
	イシカワ カク 石川 閣	川崎市全町内会連合会 会計監査 (向丘地区連合自治会 会長)
	マチダ マサフミ 町田 順文	川崎市幼稚園協会 (初山幼稚園 園長)
	オオツ ヒロユキ 大津 博之	川崎市青少年育成連盟 理事 (川崎市子ども会連盟 副連盟長)
	タカモリ ヤスヒロ 高森 康広	川崎市地域教育会議議長会 (多摩区地域教育会議 議長)
市民委員	イグチ カホ 井口 香穂	市民公募
	アキモト エイスケ 秋元 英輔	市民公募
家庭教育	オクダイラ トオル 奥平 亨	NPO 法人ファザーリングジャパン
	カワムラ マリコ 河村 麻莉子	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満
学識経験者	タンマ ヤスヒト 丹間 康仁	千葉大学 教育学部 准教授
	ナカムラ カオリ 中村 香	玉川大学 教育学部 教授
	ナガオカ チズコ 長岡 智寿子	田園調布学園大学 人間科学部 准教授
	ワダ ユウ 和田 悠	立教大学 文学部 教授

令和4・5年度 川崎市社会教育委員会議員 事務局名簿

	氏名	役職名
事務局	ハコシマ コウイチ 箱島 弘一	生涯学習部生涯学習推進課長
	セキ ヒロシ 関 裕史	生涯学習部生涯学習推進課担当係長 (管理・振興担当)
	サイトウ リョウヘイ 齋藤 遼平	生涯学習部生涯学習推進課 (管理・振興担当)
	コバヤシ ミホ 小林 美帆	生涯学習部生涯学習推進課 (管理・振興担当)
	ヤギオ ナツエ 柳尾 奈津江	生涯学習部生涯学習推進課 (管理・振興担当)

**改正**

昭和26年8月15日条例第36号

昭和28年4月1日条例第14号

昭和32年3月29日条例第12号

昭和34年8月3日条例第23号

昭和42年3月23日条例第18号

昭和46年12月24日条例第61号

昭和47年3月28日条例第38号

昭和49年3月30日条例第34号

平成26年3月27日条例第17号

川崎市社会教育委員条例

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

**第2条** 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第3条** この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

**附 則**

1 この条例は、昭和24年7月1日から、これを適用する。

**附 則**（昭和26年8月15日条例第36号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和28年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和28年6月1日から

施行する。

**附 則**（昭和32年 3 月29日 条例第12号）

この条例は、昭和32年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和34年 8 月 3 日 条例第23号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年 5 月 1 日から適用する。

**附 則**（昭和42年 3 月23日 条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和42年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和46年12月24日 条例第61号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和47年 3 月28日 条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

**附 則**（昭和49年 3 月30日 条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和49年 6 月10日 規則第69号で昭和49年 7 月 2 日から施行。ただし、川崎市立中原公民館に係る改正部分は昭和49年 6 月15日から施行）

（川崎市立公民館使用条例の廃止）

- 2 川崎市立公民館使用条例（昭和24年川崎市条例第33号）は、廃止する。

**附 則**（平成26年 3 月27日 条例第17号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**改正**

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第1条の2** 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

**第2条** 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

**第3条** 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

**第4条** 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

**第5条** 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

**第6条** 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。



## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成12年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

### 附 則（平成26年 3 月26日教委規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成28年 1 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成28年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 6 条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
幸市民館専 門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内に設置された学校の長</li> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の自然科学に関する知</li> </ul>

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

## 社会教育法で位置づけられた社会教育委員の役割

## 1 社会教育委員の設置について

## 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

**第15条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

**第18条** 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ※川崎市社会教育委員条例

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

**第2条** 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## ※川崎市社会教育委員会議規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

**第1条の2** 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

## （川崎市においては）

川崎市社会教育委員の身分は、「非常勤（地方公務員）の特別職」となります。

また、川崎市社会教育委員会議は、川崎市の審議会として、個人情報に関わる事項を除き、原則として公開となります。

## 2 社会教育委員の職務について

### 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

**第17条** 社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### （今期の社会教育委員会議の進め方について）

社会教育法第17条の趣旨を踏まえ、今期のテーマを設定し、社会教育施設の運営や今後の生涯学習施策の推進のしくみづくりについて意見を述べるとともに、その意見・提言を教育委員会議につなげることで、本市の生涯学習の推進を図る。

### テーマ【（仮）生涯学習社会の実現に向けた社会教育のしくみづくり】

- ①「市民館・図書館の管理・運営の考え方」に対する意見・提言  
指定管理者制度導入の効果や導入にあたる視点について、意見をとりまとめて、令和5年度に実施予定の指定管理者募集時の仕様書等の作成に活かす。
- ②新たな「川崎市生涯学習活動方針」の策定に対する意見・提言  
「かわさき教育プラン」に基づき、生涯学習施策の推進に向け策定してきた「生涯学習推進活動方針」の改定に向けた意見をとりまとめて、次年度の方針（案）に反映する。
- ③各市民館における「市民自主学級・市民自主企画事業」の承認及び社会教育関係団体への補助金交付に対する意見聴取
- ④社会教育委員会議での意見・提言を今後の生涯学習施策につなげるための教育委員会議との連携

（審議会等への諮問）

**第13条** 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

### （川崎市においては）

「地域女性連絡協議会」、「青少年育成連盟」、「総合文化団体連絡会」、「PTA連絡協議会」などの社会教育関係団体に補助金を出していますので、次年度の予算が固まった時点（例年2月または3月）で意見を伺っています。

### 3 「川崎市社会教育委員会議」の提言・報告等について

年次	報告書（表題）
昭和63・平成元年度	川崎市における生涯学習推進の」ための仕組みと その方法 (意見具申)
平成2・平成3年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 「学習機会の拡充」「学習環境の整備」
平成4・平成5年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 ～生涯学習時代における社会教育とボランティア活動～
平成6・平成7年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 ～市民の主体的な学習の援助をめざして～
平成8・平成9年度	地域・家庭の教育力を活性化するための方策 ～社会教育の視点から～
平成10・平成11年度	社会教育施設における市民活動の支援と連携のあり方について (答申)
平成12・平成13年度	こども はつらつ おとな いきいき ～学校・家庭・地域をつなぐ川崎の教育～ ー学社融合への提言ー
平成14・平成15年度	「市民活動の成熟をめざして」 ー地域での自立と連携ー
平成16・平成17年度	地域社会の再構築 ーエリア・ルネッサンスー
平成18・平成19年度	協働の学びを求めて ー市民自主学級の事例研究からー
平成20・平成21年度	いきいきとしたシニア社会へ ー喜び・楽しさ・共感・連帯・誇りー
平成22・平成23年度	地域に広がる教育力の再発見 ー川崎における子育て世代への支援ー (提言)
平成24・平成25年度	「現代の若者と地域社会のつながり」 ー川崎の社会教育は何ができるかー
平成26・平成27年度	「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」 ー市民館、図書館のあり方を中心にー
平成28・平成29年度	「市民が生きやすい社会を創るために」 ～多文化共生と子どもの人権～
平成30・平成31（令和元）年度	市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割
令和2・令和3年度	学びの継続を支える社会教育-コロナ禍を背景に-





# 令和4年度川崎市生涯学習推進活動方針

## I 基本方針

「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定められた教育プランの基本理念を受け、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え学びを創造するとともに、高め合いながらその成果を適切に活かすことのできる、豊かで活力のある社会の実現を目指します。

## II 施策の方向性

### 1 いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりに繋がる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

社会教育施設については、令和2年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく事業推進により市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、市民の学びの場の充実を図ります。

### 2 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

子どもや各家庭を取り巻く厳しい社会環境を踏まえ、家庭教育の支援や地域全体で子どもの育ちを支える仕組みづくりの重要性が高まっていることから、地域の身近な場所で家庭教育について学ぶことが出来る出前講座などの取組や地域の教育力向上に向けた仕組みづくりに力を入れていきます。

また、「地域の寺子屋事業」のさらなる拡充を目指すとともに、子ども会議や地域教育会議の活動の充実に取り組み、子ども達の地域での活動や、地域の大人との関係づくりを促進します。

### 3 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、平成29年12月に運用を開始した「川崎市地域文化財顕彰制度」の仕組みも活用しながら、文化財の保護・活用を推進します。

「川崎市文化財保護活用計画」が令和5年度で計画期間満了となることから、次期計画の策定に着手します。

博物館施設「日本民家園」及び「青少年科学館（かわさき宙と緑の科学館）」の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

また、平成27年3月に市内初の国史跡に指定された橘樹官衛遺跡群<sup>たちばなかんがいせきぐん</sup>について、国史跡橘樹官衛遺跡群整備基本計画に基づき、短期計画第1期の遺構整備、史跡整備等を推進します。

### Ⅲ 令和4年度の主な事業

( ) 内の額は前年度予算額

1	いきいきと学び、活動するための環境をつくる	2,066,471千円	(1,606,984千円)
(1)	自ら学び、活動するための支援の充実	1,035,263千円	(869,348千円)
	ア 社会教育振興事業	53,676千円	(54,651千円)
	●社会参加・共生推進学習事業の実施 識字学習活動、社会人学級、障がい者社会参加学習活動他		
	●市民自治基礎学習事業の実施 平和・人権・男女平等推進学習、青少年教室事業、成人教室事業、シニアの社会参加支援事業、家庭・地域教育学級、市民館保育活動他		
	●市民学習・市民活動活性化学習事業の実施 市民自主学級、市民自主企画事業、市民エンパワーメント研修、市民講師活用事業、寺子屋コーディネーターの養成（再掲：「地域の寺子屋」事業費に含む。）学習情報提供・学習相談事業他		
	●市民・行政協働・ネットワーク学習事業の実施 各行政区・中学校区地域教育会議推進事業（再掲：地域における教育活動の推進事業費に含む。）、課題別連携事業、学社融合推進事業、地域学習・文化団体連携推進事業		
	●現代的課題対応学習事業の実施 地域コミュニティ交流・学習事業、現代的課題学習事業他		
	●視聴覚教材の活用等学習環境整備事業の実施（3,056千円 ※総合教育センター費）		
	●大学等高等教育機関との連携促進		
	イ 図書館運営事業	981,587千円	(814,697千円)
	●多様な市民ニーズに応え、市民の課題解決に役立つために、幅広く図書館資料を収集・提供		
	●来館困難者や視覚障がい者等への支援サービス実施		
	●レファレンスの向上やインターネット、ICTの活用		
	●関係機関や学校図書館との連携促進		
(2)	生涯学習環境の整備	1,031,208千円	(737,636千円)
	ア 生涯学習施設的环境整備事業	887,126千円	(593,167千円)
	●既存施設（労働会館）の活用による川崎区の市民館整備に向けて、実施設計や管理運営計画の策定等の実施		
	●地域の活動拠点の充実に向けて、学校施設の更なる有効活用を促進 Kawasaki 教室シェアリング、みんなの校庭プロジェクト、学校施設有効活用事業他		
	●鷺沼駅前地区市街地再開発事業に伴う宮前市民館・図書館の移転・整備に向けて、設計や管理運営計画の策定作業等の実施		
	●老朽化した社会教育施設等の環境整備		
	イ 社会教育関係団体等への支援・連携事業	144,082千円	(144,469千円)
	●関係団体との協働や他都市との交流事業など、各種生涯学習機会の提供の支援		
	●シニア活動支援事業への支援		
	●市民のニーズに応じた多彩な体験講座等の実施への連携		

●全市的な生涯学習情報の収集と効率的な提供に向けた情報提供システム構築の支援、連携

<b>2 家庭・地域の教育力を高める</b>	<b>148,822 千円 (131,999 千円)</b>
(1) 家庭教育支援の充実	2,077 千円 (2,241 千円)
ア 家庭教育支援事業	2,077 千円 (2,241 千円)
●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 (家庭・地域教育学級は、社会教育振興事業費)	
●PTAによる家庭教育学級開催の支援	
●地域団体や企業等との連携による家庭教育事業の実施	
(2) 地域における教育活動の推進	146,745 千円 (129,758 千円)
ア 地域の寺子屋事業	106,933 千円 (94,832 千円)
●地域の寺子屋の拡充	
●寺子屋先生、寺子屋コーディネーターの養成	
●地域の寺子屋推進フォーラムの開催	
イ 地域における教育活動の推進事業	39,812 千円 (34,926 千円)
●地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中学校区に設置	
●川崎市子ども会議の推進と各行政区・各中学校区子ども会議との連携	
●子どもの泳力向上プロジェクト事業の推進	
●学校支援センター事業の実施	
<b>3 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める</b>	<b>936,111 千円 (1,199,175 千円)</b>
(1) 文化財の保護・活用の推進	441,635 千円 (724,623 千円)
ア 文化財保護・活用事業	78,702 千円 (64,114 千円)
●川崎市文化財保護活用計画に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進	
●指定文化財の保存修理等の実施	
●地域文化財顕彰制度の運用	
●文化財ボランティアの育成・確保	
●埋蔵文化財の発掘調査等の実施	
●(仮称)川崎市文化財保存活用地域計画の策定に向けた調査等の実施	
イ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	362,933 千円 (660,509 千円)
●国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画短期計画第1期等に基づく整備の実施	
●史跡指定地の公有地化の推進	
●橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の開催	
●橘樹官衙遺跡群とその周辺における史跡めぐり等活用事業の実施	
●市民との協働による史跡等環境整備・維持管理の実施	
●橘樹官衙遺跡群の全容解明等に向けた調査・研究の推進	
(2) 博物館の魅力向上	494,476 千円 (474,552 千円)
ア 日本民家園管理運営事業	389,210 千円 (349,843 千円)
●文化財建造物・民具などの保存・整理	

調査研究及び補修（屋根補修、耐震補強等）の推進

●展示及び教育普及事業の充実

ボランティア支援等

●「(仮称) 川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定に向けた準備・調整

イ 青少年科学館管理運営事業

105,266 千円 (124,709 千円)

●自然・天文・科学の3分野における資料収集・展示・調査研究・教育普及活動等博物館活動の充実

●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進

●令和5年度から概ね10年間を実施期間とする第2期川崎市青少年科学館運営基本計画の策定

社会教育委員会議スケジュール（案）

		令和4(2022)年度【1年目】											令和5 (2023)年度	
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
社会 教育 委員 会議	本会議 (定例会)		第1回 (6/6)	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回	
	専門部会 (全12部会)		第1回	↑ 各部会審議内容の報告		第2回	↑ 各部会審議内容の報告		第3回	↑ 各部会審議内容の報告		第4回	↑ 各部会審議内容の報告	
	連絡協議会等	県社教連理事会 (5/9)	県社教連総会 (6/24)	指定都市社教連 (7/8)	県社教連研修会 (8/29)		全国社教連 (10/26~28) 県社教連理事会 (10/31)	関東甲信越静 研究大会 (11/10~11) 県社教連地区研究会 (11/24)			県社教連理事会 (2/6) 県社教連地区研究会 (2/16)	↑ 次年度指定都市社教連の 議題提出 (3/上)		
	教育委員会 (定例会は毎月開催)	定例会 (報告・承認) 5/24	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会		
	議会 (定例会(年4回)と常任委員会)	文教委員会 (報告) 5/26 総務委員会 (報告) 5/27	第3回定例会 (6/6から6/29)			第4回定例会		第5回定例会			第1回定例会			

定例会の 議題・協議事項等	<p>①市民館・図書館の管理・運営の考え方 (仮称)川崎市民館・労働会館の管理運営計画 について</p> <p>第1回定例会 (6/6) 第2回定例会 (7/) 第3回定例会 (8/)</p> <p>(案)の説明 など 意見聴取 意見・提言まとめ</p>	<p>②生涯学習活動方針の策定について</p> <p>第5回定例会 (10/)</p> <p>社会教育について 現方針の説明 など</p>	<p>③補助金交付の意見聴取 市民自主学級等の承認</p>	<p>第8回定例会 (3/)</p> <p>年間の活動報告かまとめ</p> <p>教育委員会への報告</p>	<p>2年目の活動について</p>
	<p>(教育委員会の方向性) 令和4年5月24日の教育委員会会議、5月26日の文教委員会、5月27日の総務委員会を経て、(案)が公表されました(各会議での意見については別紙参照)。この案は6月1日~6月30日まで市民意見(パブリックコメント)を募集し、8月末に策定します。</p> <p>(社会教育委員会議の進め方(案)) 第1回で(案)の説明を所管課より行います。第2回会議では、社会教育委員からの意見聴取を行います。第3回では策定後の「市民館・図書館の管理・運営の考え方」「(仮称)川崎市民館・労働会館の管理運営計画」に基づき、今後の施設運営の管理・運営等について、社会教育委員の皆様の見解をまとめていきたいと考えています。第4回以降は適宜、その検討の状況を報告します。</p>	<p>(教育委員会の方向性) 例年2月頃に社会教育委員会議の場で生涯学習活動方針の確認を行っていましたが、生涯学習活動方針については、これまで社会教育委員会議の中でも確認を取る時期や方法については御意見をいただいております。方針の策定過程を含めて内容の見直しを回りたいと考えています。</p> <p>(社会教育委員会議の進め方(案)) 令和5年3月に実施される教育委員会に新しい生涯学習活動方針(案)の報告を行いたいと考えています。そのため、第5回会議以降に社会教育についての学びや現方針を説明するとともに、第6回に社会教育委員会意義の場で意見聴取を行います。必要な調査研究として施設見学等の機会も取り入れていきます。</p>	<p>第4回定例会 (9/)</p> <p>パブコメ結果報告 教育プランの 点検・評価報告 等</p>	<p>市民館・図書館 の視察等</p> <p>科学館・民家園の視 察等</p>	

社会教育委員会議スケジュール（案）

	令和5(2023)年度【2年目】											令和6年度
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会教育委員会議		第1回 (6/6)	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回
本会議 (定例会)												
専門部会 (全12部会)		第1回		第2回			第3回			第4回		
連絡協議会等	県社教連理事会 (5/上)	県社教連総会 (6/下)	指定都市社教連 (7/上)	県社教連研修会 (8/下)		全国社教連 (10/下) 県社教連理事会 (10/下)	関東甲信越静 研究大会 (11/中) 県社教連地区研究会 (11/下)			県社教連理事会 (2/上) 県社教連地区研究会 (2/中)	指定都市社教連 議題回答作成依頼 (3/上)	
教育委員会 (定例会は毎月開催)												
議 会 (定例会(年4回)と常任委員会)												

定例会の 議題・協議事項等			専門部会 報告		専門部会 報告		専門部会報 告		市民自主 補助金		専門部会 報告 指定都市	2年間の活動と次期について
	<p>(案) 社会教育振興事業に関する事 家庭教育の推進に関する事 地域教育の推進に関する事 文化財の保護及び活用について 等</p>										年間の会議報告まとめ	教育委員会への報告



## 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について

令和4年5月24日（火）の教育委員会議での報告・承認を経て、「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を策定・決定した。

### （1）令和4年5月24日（火）：教育委員会議に報告、承認

Q：単に市民がサービスの受け手になるのではなく、自ら地域をつくる人として活躍したり、市民館の運営や社会教育事業の企画など、参画のレベルで関わりを持ってもらう市民が増えることが望ましいと考えている。単に需要側としてではなく、市民館の運営であるとか、市民館と一緒にまちづくりをしていくような、人々のサポートというものも含めたサービスと考えていただければよい。

A：今後も引き続き検討していく。

Q：多様化するニーズとは。

A：「今後の市民館・図書館のあり方」策定時に市民意見聴取を行い、概要版2ページ左側図の「今後の生涯学習のイメージ」のようなニーズを想定している。

### （2）令和4年5月26日（木）：川崎市議会の常任委員会（文教委員会）において、報告

Q：民間活力導入の視点はあるが、市の責任の所在があいまいになる恐れがある。

A：詳細は、仕様書を作る上で詰めていくが、市が責任を持って行う部分は放棄せず、手段として指定管理者制度を導入する。

Q：新しい市民ニーズへの対応は否定しないが、図書館の従来からのサービス・専門性が途絶えることはないのか。

A：指定管理館に近い直営の図書館が、指定管理館をモニタリングし、民間のノウハウを活用しながら、サービスを展開していく。

Q：指定管理者制度を導入したものの頓挫している事例もある。

A：他都市の事例は研究しており、何がうまくいかなかった研究しながら進める。

Q：料金体制はどうなるのか。

A：条例改定の中で決めていくが、従来のサービスから逸脱しないよう検討する。

Q：本の選書は、指定管理者が担うのか。

A：選書も週1回全図書館で集中選定を行っており、行政が責任を担保していく。

Q：レファレンスについて、難しい案件を市で行うと人材育成ができないのでは。

A：現状、個別の館で対応が難しい場合は、中原図書館で全館分のレファレンスを担っているが、新人等の研修も行っている。指定管理者の導入後も両者に対して研修を行っていく。

Q：指定管理者を導入した後、検証はどのように行っていくのか。

A：指定管理者を導入した際には、社会状況の変化に応じて検討して行かなければならない。サービスが指定管理者導入前後でどのように変化したのか検証し、改善を図っていく。

Q：指定管理者制度の導入は様々なメリットがあると思うが、財政的な効果は。

A：従来のサービスを指定管理者に任せるのではなく、サービス向上を図っていくものなので一概には比較できない。

Q：モニタリングを行い、指定管理者の方が効果があるとなったら、指定管理館を増やすのか。

A：社会状況を加味して、検討していく。



## 社会教育委員の連絡協議会について

**1 全国社会教育委員連合**

## 概 要

全国の社会教育委員の資質と職責の向上につとめるとともに社会教育関係者との連絡協力体制を確立し、社会教育に関する諸事業を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的として設立されています。

## 構 成

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した都道府県又は指定都市単位に結成された社会教育委員等の団体
- (2) 賛助会員 事業に協力し、援助する個人又は団体
- (3) 維持会員 社会教育委員で、この法人の維持のため金品などを寄付した者

**※川崎市は正会員**

※法人に役員（理事、監事）を置くこととされ、役員については、総会の決議によって選任することとされています。

## 令和4年度の会議等予定

名称：第64回全国社会教育研究大会 広島大会

日程：令和4年10月26日～28日

場所：10月26日 広島YMCA国際文化センター（広島市中区八丁堀7-11）  
10月27日～10月28日 広島国際会議場（広島市中区中島町1-5）

## 2 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会

### 概要

社会教育委員相互の連携を図り、社会教育の振興に資することを目的として設立されています。

### 構成

関東甲信越静地区の11都県および東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等、ならびに政令指定都市の社会教育委員の会議等をもって構成しています。

**理事は、各都県・東京都市町村の社会教育委員連絡協議会等および政令指定都市の社会教育委員の会議等の会長等、ならびにそれらの事務局長等をもって構成**しています。

### 令和4年度の会議等予定

名称：第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会

日程：令和4年11月10日～11日

場所：甲府市総合市民会館（山の都アリーナ）（甲府市青沼3-5-44）

## 3 指定都市社会教育委員連絡協議会

### 概要

指定都市社会教育委員相互の連携を図るため、各都市から協議題が提出され、議論がなされています。

### 令和4年度の会議等予定

名称：令和4年度指定都市社会教育委員連絡協議会

日程：令和4年7月8日

場所：エルガーラホール 7階中ホール（福岡市中央区天神1丁目4番地2号）

※同日程（7月7日）で**指定都市社会教育主管課長会議を実施**。

## 4 神奈川県社会教育委員連絡協議会

### 概要

神奈川県市町村の社会教育委員相互の連携をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的として設置されています。

### 構成

神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成しており、役員（会長、副会長、理事）を置くこととされています。

#### **※川崎市については、理事2名及び幹事1名を選出**

**（このうち社会教育委員から理事2名を選出する必要があります）**

令和4年度の会議等予定

	日程	場所	昨年度の主な内容
総会	令和4年6月24日（金）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行7-1-1）	・事業報告及び会計報告 ・会則の改正について ・役員等について ・県社教連会誌の執筆ローテーション 等
理事会	令和4年5月9日（月） ※開催済み	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行7-1-1）	・全国社会教育委員連合表彰者候補の選考 ・県社教連会誌の執筆ローテーション 等
	令和4年10月31日（月）	かながわ県民センター ホール （横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）	・地区研究会の実施 ・研修会の実施 等
	令和5年2月6日（月）	かながわ県民センター ホール （横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）	・事業実施報告 ・事業計画、収支予算 等
研修会	令和4年8月29日（月）	神奈川県立総合教育センター （神奈川県藤沢市善行7-1-1）	テーマ「社会教育と社会教育委員の役割」
地区研究会	令和4年11月24日（木）	愛川町	（葉山町（書面）） ・人権講話、葉山町の活動紹介 等
	令和5年2月16日（木）	箱根町	（山北町（書面）） ・人権講話、研究発表 等

## 5 大ホール優先利用調整会議

### 趣 旨

教育委員会が特に優先して受け付けることが必要であると認める事業（優先申請対象事業）について、一般利用申請との公平の観点から、優先申請利用調整会議を設置しています。

市民館大ホール優先利用調整会議要領に基づき、**社会教育委員から委員1名を選出する  
必要があります。**

### 令和4年度の会議予定

	日程	場所
第1回	令和4年4月28日（木） ※開催済み	高津市民館
第2回	令和4年7月27日（水）	高津市民館
第3回	令和4年10月下旬	未定
第4回	令和5年1月下旬	未定